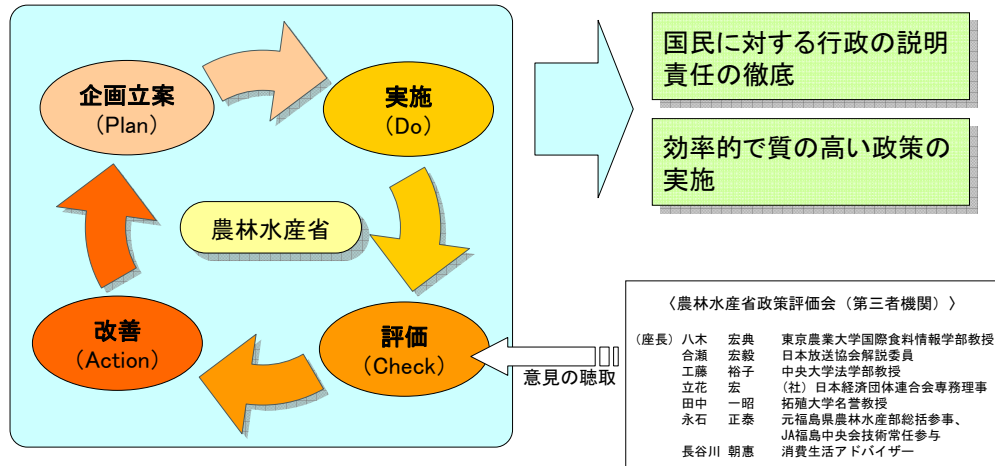


16. 農林水産省政策評価結果の概要

1 農林水産省の政策評価

農林水産省は、政策の透明性を確保し、効率的に実施していくため、政策評価を実施しています。農林水産省が政策評価を実施するに当たっては、第三者委員からなる「農林水産省政策評価会」からの意見を聴き、反映させることにより、政策評価の客観性の確保に努めています。



(1) 農林水産省政策評価の経緯

国民合意の下、情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策を実施していくためには、客観的な基準の下に政策を評価し、その結果を政策の企画立案に反映させることが重要です。この考えに立ち、平成13年1月の中央省庁等の再編に伴い政策評価制度が全省庁に導入されました。

農林水産省では、食料・農業・農村基本法において、食料・農業・農村に関する情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を変更するものと規定されていることから、他省庁に先駆けて、同基本計画の計画期間初年度に当たる12年度から政策評価を実施しています。

国民の期待に応える「守り」から「攻め」の農政への転換を目指し、まさに食料・農業・農村基本計画の見直しに取り組んでいる今、農林水産政策の改革を強力かつスピード感をもって推進し、国民本位の効率的で質の高い行政を実現していくためには、政策評価の推進が不可欠です。

(2) 政策評価の手法

農林水産省政策評価においては、政府の基本方針に即して、実績評価、総合評価、事業評価を行うこととしており、今回の評価結果は、政策分野ごとに目標を定め、その達成度により評価を行う実績評価の方式に基づく評価結果を取りまとめたものです。

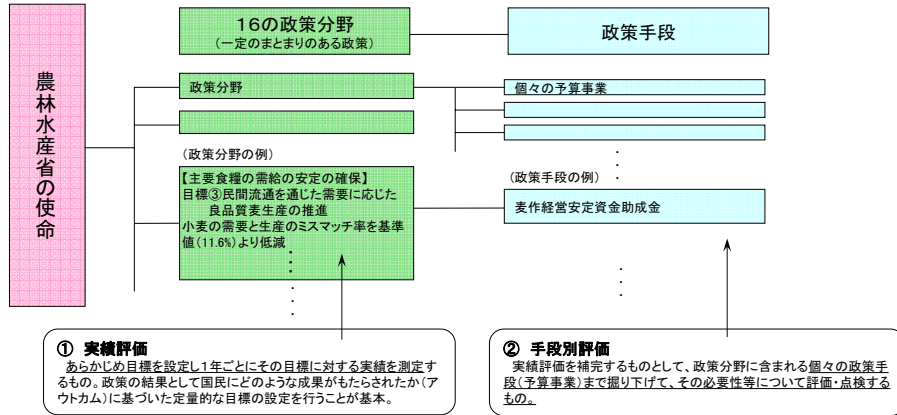
また、実績評価を補完するものとして、予算の改善等に直結する重層的で踏み込んだ評価が可能となるよう、個々の主要な政策手段の成果に着目した政策手段別評価を実施しました。

2 政策評価の体系

農林水産省の政策評価は、

- ① 一定のまとまりのある政策(政策分野)ごとに目標を定め、毎年その目標に対する実績を測定する「**実績評価**」
- ② 実績評価を補完するものとして、政策分野に含まれる予算事業を対象に行う「**政策手段別評価**」を組み合わせて行っています。

[平成18年度政策の評価体系]



3 18年度に実施した政策の政策評価結果の概要

○実績評価においては、評価対象とした55の目標のうち、約6割の達成ランクが「A(概ね有効)」となりました。

達成ランクが「C(有効性に問題がある)」となった政策分野についてはその要因を十分に分析した上で、有効性等に問題のある予算事業については、廃止を含めて抜本的な見直しを検討することとしています。

また、達成ランクが「A」、「B(有効性の向上が必要である)」となった政策分野に属する予算事業であっても、その内容を十分に検討し、施策の見直しに結びつくように努めることとしています。

○政策評価の結果は、翌年度の予算事業等に反映させることとしています。

【18年度政策の実績評価の評価結果】

A	・・・	35目標	(63%)
B	・・・	17目標	(31%)
C	・・・	1目標	(2%)
その他	・・・	2目標	(4%)
合計	・・・	55目標	(100%)

ランク	評価	達成度合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

その他：集計中又は台風など外的要因の影響が大きいため達成ランク付けを行わないもの

(参考) 17年度評価結果の反映状況

17年度政策の評価結果

A	・・・	32目標	(64%)
B	・・・	16目標	(32%)
C	・・・	2目標	(4%)
合計	・・・	50目標	(100%)

予算事業への反映状況

17年度の予算事業数：597事業

このうち平成18年度又は19年度において
何らかの改善を行ったもの 283事業(47%)
うち廃止又は一部を廃止したもの102事業(17%)

平成18年度施策の実績評価結果一覧

ランク	評価	達成割合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

政策分野 (16分野)	指標・目標値/評価の視点 注:黒字=定量的目標(①)/白字=定性的目標(●)	平成18年度の達成状況 注:定量的目標に対してはA~C、 定性的目標に対しては()で表示	
		達成状況	達成率
主要食糧の需給の安定を図るとともに、食品産業の健全な発展を図り、食料の安定供給を確保する。	食品産業の競争力の強化	●食品製造業の経営基盤の強化 ●食品流通の効率化	(概ね有効) (有効性の向上が必要である)
	主要食糧の需給の安定の確保	●備蓄運営等消費者への米の安定的供給 ●需要に応じた売れる米づくり ●民間流通を通じた需要に応じた良品質米生産の推進	(概ね有効) (概ね有効) C
消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立するとともに、望ましい食生活の実現を図る。	食の安全及び消費者の信頼の確保	●食品の安全性の確保 ●家畜伝染病等の対策 ●植物防疫対策 ●遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 ●消費者の信頼の確保	(概ね有効) (概ね有効) (概ね有効) (概ね有効) 集計中
	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	①「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	B
我が国の特色を活かし、需要に応じて新鮮で高品質な農産物を合理的な価格で、安定的かつ持続的に供給できる体制を確立する。	国産農畜産物の競争力の強化	①米生産コストの低減 ②大豆生産コストの低減 ③生乳生産コストの低減 ④肉用牛生産コストの低減 ⑤飼料作物生産コストの低減 ⑥麦の新品種作付シェア ⑦指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量 ⑧植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	A A A A B A A A
	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	①エコファーマー認定件数 ②全国市町村数に占める地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数	A A
効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。	意欲と能力のある担い手の育成・確保	①担い手の育成・確保 ②担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進 ③人材の育成・確保	A B A
	担い手への経営支援の条件整備	①効果的・効率的な普及事業の推進 ●農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ●被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	A (有効性の向上が必要である) (概ね有効)

農業・農村の整備・保全を推進するとともに、農村の経済の活性化や都市との交流等を促進し、農村の振興を図る。	農地、農業用水等の整備・保全	①優良農地の確保・保全 ②基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 ③農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 ④農地海岸の保全・海辺の再生	A A A A
	都市との共生・対流等による農村の振興	①都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 ②中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 ③意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	B A B
森林の多面的機能の発揮を図るとともに、それに重要な役割を果たす林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	①重複すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 ②国際的な協議の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 ③山地災害等の防止 ④森林病虫害等の被害の防止 ⑤国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ●山村地域の活性化	A A A B A (有効性の向上が必要である)
	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	●望ましい林業構造の確立 ②木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	(有効性の向上が必要である) A
水産物の安定供給体制の整備を図るとともに、それに重要な役割を果たす水産業の健全な発展を図る。	水産物の安定供給の確保	①主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保 ②資源回復計画の着実な実施 ③国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大	(台風など外的要因の影響が大きいため、ランク付けせず) B A
	水産業の健全な発展	①新規漁業就業人数の確保 ②漁業経営改善計画の認定者数の確保 ③消費地と産地の価格差の縮減 ④汚水処理人口普及率 ⑤津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	B B A A A
世界の食料需給の安定に貢献するとともに、我が国の農林水産物等の輸出を促進する。	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	①飢餓・貧困の削減への貢献 ②地球環境保全への貢献 ③我が国の農業政策への理解の促進 ④突発的・大規模な問題への適切な対応	B B B B
	農林水産物・食品の輸出の促進	●農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	(概ね有効)

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：農村振興局農村政策課

施策名	農地、農業用水等の整備・保全 (実績評価書⑨-1頁)	政策体系上の位置付け
		V-⑨

施策の概要

農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。

① 優良農地の確保・保全
農業の持続的発展を図るため、集团的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。

② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進
望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。

③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保
農業用排水施設の適切な保安全管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。

④ 農地海岸の保全・海辺の再生
津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる。

【評価結果の概要】

平成18年度については、全ての指標の達成状況が良好であることから、講じた政策手段は概ね有効であったものと考えられる。

優良農地の確保、特に耕作放棄地の解消は喫緊の課題であり、望ましい農業構造を確立するためにも不可欠である。したがって、優良農地である農振農用地区域内に含まれている耕作放棄地については、その発生状況等について速やかに的確な把握を行うとともに、効果的な解消・発生防止策を講じるべきである。また、生産性の向上や食料供給力の確保を図るため、農業生産基盤の整備を通じた担い手への農地の利用集積を引き続き推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況
目標①	優良農地の確保・保全	a 優良農地の減少傾向に歯止めをかける（平成21年度 405万ha） b 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる（平成19年度 延べ76万ha）	a 406万ha b 81万ha	a 407.5万ha b 81.1万ha	(注) 99% (A)
目標②	基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加（毎年度 20ポイント以上の増加を確保する）	20ポイント	18ポイント	90% (A)
目標③	農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する（毎年度各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保）	9,982km	9,652km	97% (A)
目標④	農地海岸の保全・海辺の再生	津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長 a 津波・高潮：2.2万haに減少（基準：平成14年度 3.5万ha） →目標：平成19年度 2.2万ha b 地震：6,700haに減少（基準：平成14年度 8,200ha） →目標：平成19年度 6,700ha c 海辺の再生：53kmに増加（基準：平成14年度 40km） →目標：平成19年度 53km	a 2.47万ha b 7,000ha c 50.2km	a 2.51万ha b 7,000ha c 49.6km	97% (A)

(注) 目標①の達成状況において、達成目標 a については、目標値は2005年農林業センサス（農山村地域調査）をもとに算定した推計値を、実績値には農業資源調査に基づく数値を使用しており、値が連続していないことから、加味していない。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守るとは、政府の大きな責務であります。大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(3)、(7)
	土地改良長期計画	平成15年10月10日	意欲と能力のある経営体の育成、安定的な用水供給機能等の確保、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献
	社会資本整備重点計画	平成15年10月10日	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の解消、失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：農村振興局農村政策課

施策名	都市との共生・対流等による農村の振興 (実績評価書⑩-1頁)	政策体系上の位置付け
		V-⑩

施策の概要	<p>都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図る。</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 広く国民がゆとりのある生活を享受できるようにするため、交流人口を増加させ都市との共生・対流を進めるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、市民農園等を増加させ、都市農業の振興を図る。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 中山間地域等において、農業者等の安定した所得の確保により、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策の推進による農村経済の活性化を図る。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現 良好な農村景観の形成など、地域の特色を活かした自ら考え行動する意欲あふれた取組を推進するとともに、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施すること等により、豊かで住みよい農村の実現を図る。</p>
-------	---

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>農村地域の振興を図るための諸施策については、概ね良好な結果となっている。しかし、農村人口の減少や高齢化が進行し、活力が低下している中で、農村地域を活性化し、農村等が有する多面的機能を発揮していくためには、地域の知恵や資源の活用、持続的・自立的発展に向けた地域の創意工夫をより一層後押しすることが必要となっている。</p> <p>十分な成果には至っていない都市と農村の共生・対流については、団塊の世代や若者の活力を活用した地域の取組を積極的に支援する「農山漁村活性化プロジェクト」を推進し、今後は農村等への定住、二地域居住の促進を含めた関係府省との連携強化を図るとともに、自ら考えて行動し共生・対流を促進するような自治体や民間団体の取組等を積極的に支援し、こうした地域の自主的な取組を全国運動として展開していくことが必要である。</p> <p>また、良好な農村景観を形成することにより、個性ある魅力的な地域づくりにつなげるためには、その有効な手法を検討すること等が必要である。</p>																														
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">目標①</td> <td rowspan="2">都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</td> <td>グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)</td> <td>814万人</td> <td>795万人</td> <td>76.3% (B)</td> </tr> <tr> <td>都市的地域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)</td> <td>13.2万区画</td> <td>12.7万区画(暫定値)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進</td> <td>中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)</td> <td>485万円</td> <td>448万円(暫定値)</td> <td>92.4% (A)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標③</td> <td rowspan="2">意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</td> <td>景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)</td> <td>5計画</td> <td>1計画</td> <td rowspan="2">87.2% (B)</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%) 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)</td> <td>49.40%</td> <td>55.7%(暫定値) 80.70%</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)	814万人	795万人	76.3% (B)	都市的地域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)	13.2万区画	12.7万区画(暫定値)		目標②	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)	485万円	448万円(暫定値)	92.4% (A)	目標③	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)	5計画	1計画	87.2% (B)	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%) 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)	49.40%
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																										
目標①	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)	814万人	795万人	76.3% (B)																										
		都市的地域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)	13.2万区画	12.7万区画(暫定値)																											
目標②	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)	485万円	448万円(暫定値)	92.4% (A)																										
目標③	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)	5計画	1計画	87.2% (B)																										
		農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%) 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)	49.40%	55.7%(暫定値) 80.70%																											

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	(魅力ある地方の創出) …都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。
	21世紀新農政2006	平成18年4月4日	V. 地域 自ら考え行動する農山漁村の活性化
	21世紀新農政2007	平成19年4月4日	V-1 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の3の(1)、(2)、(3)、(4)
	土地改良長期計画	平成15年10月10日	第2の1の【個性ある美しい村づくり】 (目指す主な成果) 汚水処理人口普及率、農業集落排水処理人口普及率

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

17. 「限界集落」について

○ 「限界集落」の定義

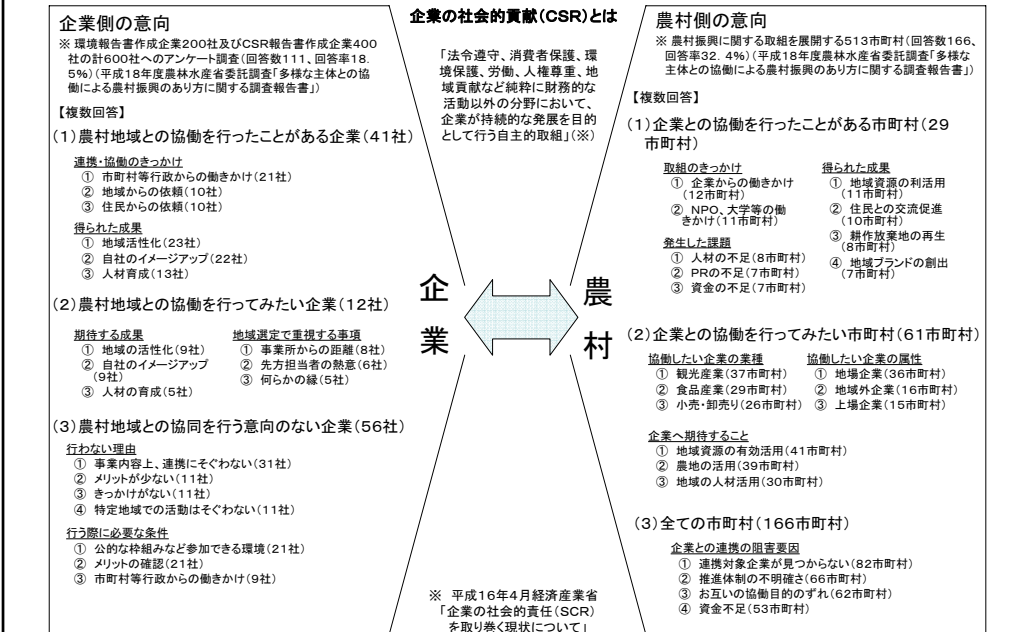
- ・行政上は明確な定義は確立していない
- ・当省では「過疎化・高齢化等により集落機能が低下し、冠婚葬祭など地域社会としての活動維持が困難な集落」などの表現を用いている
- ・なお、大野晃長野大学教授の定義では「65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落」

○ 各種調査における「限界集落」の実態

調査名	平成17年度「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」(平成18年3月)	農林水産政策研究「中山間地域における農業集落の持続性に関する分析」(平成16年12月)	平成18年度「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現状把握調査」(平成19年8月)
調査主体	農林水産省(委託調査)	農林水産政策研究所	総務省及び国土交通省
調査手法	「農業センサス」データを用いた統計分析 ・2000年農業センサスにおいて「中間農業地域」又は「山間農業地域」に分類される。又はこれらに地域に分類される旧市町村を含む市町村(1,363市町村)に対するアンケート結果の集計	「農業センサス」データ及び「農家数がゼロの農業集落概況表」を用いた統計分析	平成18年4月時点の過疎地域市町村における62,273集落を対象としたアンケート結果の集計
調査対象	農業集落(市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会。農業集落とは、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。したがって、農業集落がなくなった集落(農家点在地及び非農業集落)は農業集落から除外される。)	農業集落(市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会。農業集落とは、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。したがって、農業集落がなくなった集落(農家点在地及び非農業集落)は農業集落から除外される。)	集落(一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位。従って、「農業集落」とは定義が異なる)
農業集落機能を喪失した集落数	1990年～2000年で4,959集落(1990年における農業集落数140,122から2000年における農業集落数135,163を減じた)	1990年～2000年で4,959集落(1990年における農業集落数140,122から2000年における農業集落数135,163を減じた)	
消滅した集落数	平成元年以降に消滅した集落は、全国で38市町村68集落 1,363市町村に対するアンケート(有効回答711市町村)の結果による。	1990年に農業集落であった集落であって、2000年までに消滅したものは141集落 1990年に農家数が2戸以上あった集落は全て農業集落とみなし集計	平成11年調査時より消滅した集落は191集落 アンケート結果の集計(回収率100%)
今後消滅が予想される集落数	今後消滅する可能性のある集落数は1,403 1990年から2000年にかけての集落総戸数の減少率が30%以上の集落を推計(北海道、沖縄を除く)		今後10年以内(10年以内)に消滅のおそれのある集落は423集落、いづれ消滅するおそれのある集落は2,643集落 アンケート結果の集計

18. 企業の社会的貢献(CSR)について(その1)

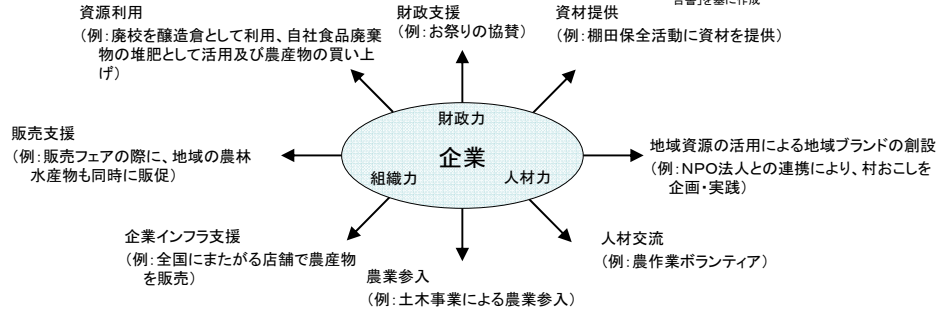
○ 企業の社会的貢献(CSR)の一環としての農村との協働



18. 企業の社会的貢献（CSR）について（その2）

○ 企業との農村の8つの協働パターン（企業と農村が協働している事例を分類）

※ 平成18年度農林水産省委託調査「多様な主体との協働による農村振興のあり方に関する調査報告書」を基に作成



○ 企業との農村の協働の具体的事例

「一社一村ずおか運動」これまでの認定実績

「一社一村ずおか運動」

- ・平成17年より調査を開始し、平成18年度から実施
- ・静岡県内外の企業1,000社にアンケートを実施(418社回答)し、82社が1社1村運動へ関心ありと回答
- ・取り組む企業、農村双方に知事が認定書を交付(認定要件として3年以上の取組を設けている)
- ・この82社に対し、運動への取組を呼びかけ、現在の認定状況は8件、6社、2大学(表参照)
- ・受入側の農村は現在までに10地区が受入を表明
- ・「一社一村」としているものの、大学など企業以外の取組も推進

企業・団体名	農村所在地	実施内容
アストラゼネカ((株)	松崎町	棚田保全活動、地域貢献活動
アストラゼネカ((株)	菊川市	棚田保全活動、地域貢献活動
アストラゼネカ((株)	浜松市	棚田保全活動、地域貢献活動
(株)ボッカーホレーション	磐田市	里山保全活動、地域貢献活動
(株)フジヤマ	浜松市	遊休農地解消、環境保全活動
静岡大学農学部	静岡市	茶園管理等の農作業、集落の環境保全
富士錦酒造(株)、(株)平喜、松崎小売酒販組合	松崎町	棚田米による新商品の開発販売(売り上げの一部を保全活動へ還元)
富士常葉大学環境防災学部	松崎町	農業体験を通じた棚田保全活動

農業構造の展望 平成17年3月25日
農林水産省決定

1 農業構造の展望の意義及び内容

- (1) 食料・農業・農村基本法（基本法）においては、農業の持続的発展を図ることにより、食料の安定供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされている（同法第21条）。
- (2) このため、基本法に基づき、農業生産基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大等の施策を推進していくに当たって、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにすることとし、これを「農業構造の展望」として示してきたところである。
- (3) 今回の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっても、同様の考え方に立ち、「効率的かつ安定的な農業経営」の農業構造における位置付けが明らかになるよう、
- ① 総農家数、販売農家数等及び「効率的かつ安定的な農業経営」数
 - ② 水田作、畑作等主要な部門ごとの「効率的かつ安定的な農業経営」数及び生産割合
- の展望を示すこととする。
- また、「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する上では、農業労働力の確保が前提となることから、農業労働力の見通しについても併せて示すこととする。

2 試算結果

(1) 農業構造の展望

平成27年における農業構造は、以下のとおり展望される。

ア 農家戸数及び「効率的かつ安定的な農業経営」の数

① 農家戸数は、農業センサスの調査年である平成7年から12年にかけての農家戸数のすう勢を基に、近年のすう勢等も踏まえると、平成27年には210～250万戸程度になると見込まれる。

他方、土地持ち非農家は、規模縮小に伴う農家からの移行等により、平成27年には、150～180万戸程度になると見込まれる。

② 家族農業経営（一戸一法人を含む。）については、行政と団体の取組や支援施策の集中化・重点化により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者の規模拡大その他の経営改善等が進展することを前提とすれば、効率的かつ安定的なものが、33～37万戸程度になると見込まれる。

③ 一方、
i) 米政策改革において、経営主体としての実体を有する集落営農を担い手として位置付けたことを勘案するとともに、

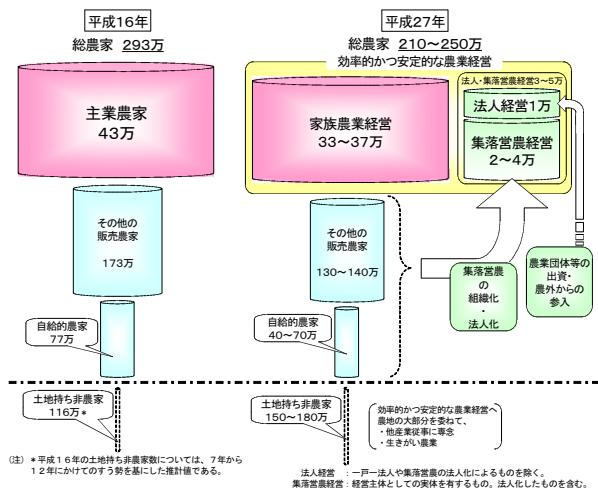
ii) 今後、集落営農の組織化に向けた行政と団体による取組、政策支援を行うことを前提とすれば、小規模な農家や兼業農家等が、経営主体としての実体を有する集落営農の組織化に参画する形で、効率的かつ安定的な集落営農経営（経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。）が、2～4万程度になると見込まれる。

④ また、法人経営（一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。）については、

i) 株式の譲渡制限つき株式会社の追加等の農業生産法人制度の改善

ii) 今後、農業生産法人以外の法人がリース方式により参入することや、合同会社が導入されることを勘案すれば、効率的かつ安定的なものが、1万程度になると見込まれる。

○ 農業構造の展望（平成27年）



効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営

農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
土地持ち非農家	耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有しているが経営耕地面積が10a未満かつ農産物販売金額が15万円未満の世帯

(注) 効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積され、このほか効率的かつ安定的な集落営農経営により経営される農地を併せ、これら「効率的かつ安定的な農業経営」が経営する農地が7～8割程度になると見込まれる。

イ 経営形態別にみた内訳

平成27年における効率的かつ安定的な家族農業経営及び集落営農経営の経営形態別の内訳は、右表のとおりと見込まれる。

○ 「効率的かつ安定的な家族農業経営及び集落営農経営」の経営形態別の展望（平成27年）

（右表における留意事項）

1. 水田作とは、稲作単一経営及び稲作中心の複合経営、畑作とは畑作単一経営及び畑作中心の複合経営のことである。露地野菜、施設野菜、果樹、酪農、肉用牛は、それぞれの単一経営のことである。単一経営とは、当該部門の農業現金収入が農業現金収入合計の80%以上を占める経営のことであり、複合経営とは、それ以外の経営のことである。
2. 経営耕地面積・飼養頭数割合は、水田作・集落営農経営を除き、それぞれの経営形態の家族農業経営による経営耕地面積・飼養頭数のうち、効率的かつ安定的な家族農業経営の占める割合である。したがって、データの制約上明示していないが、法人経営（一戸一法人を除く。）の経営耕地面積・飼養頭数は、これらの外数である。また、水田作・集落営農経営については、効率的かつ安定的な水田作の家族農業経営及び集落営農経営の経営耕地面積の割合（全耕地面積から水田作以外の家族農業経営の経営耕地面積を除いた面積に占める割合）を示している。なお、「効率的かつ安定的な農業経営」は他の経営より生産性が高いため、生産数量割合ではさらに高くなるものと見込まれる。

	経営体数	経営耕地面積・飼養頭数割合
水田作	8万戸程度	約7～9割
北海道	1万戸程度	
都府県	7万戸程度	
集落営農経営	2～4万経営程度	
畑作	3万戸程度	約8割
北海道	1万戸程度	約9割
都府県	2万戸程度	約7割
露地野菜	2万戸程度	約7割
施設野菜	3万戸程度	約8割
果樹	4万戸程度	約7割
酪農	2万戸程度	約9割
北海道	1万戸程度	約9割
都府県	1万戸程度	約9割
肉用牛	1万戸程度	約8割
上記以外の経営	14万戸程度	—
合計		
家族農業経営	33～37万戸程度	—
集落営農経営	2～4万経営程度	—

注：合計は四捨五入の関係で一致しない。

(2) 農業労働力の見通し

農業センサスの調査年である平成7年から12年にかけてのすう勢を基に、近年のすう勢を踏まえた平成27年における農業労働力の見通しは、次のとおりである。

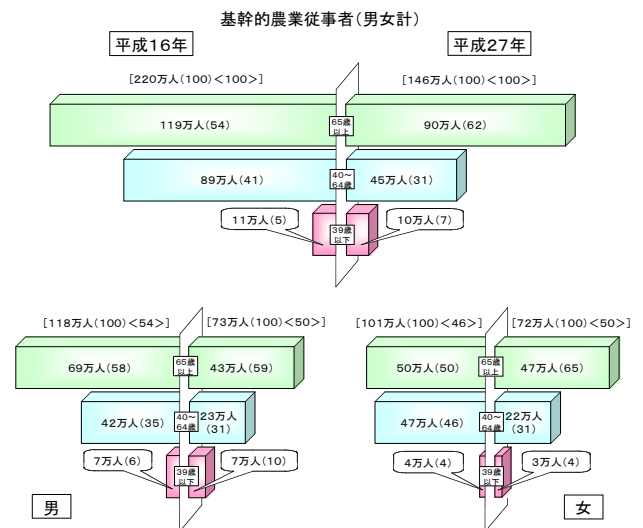
ア 農業労働力については、昭和一桁世代が大きな割合を占めていることから、その減少と高齢化が進行している。平成27年においては、基幹的農業従事者は150万人程度となり、このうち65歳以上が約6割を占めると見込まれる。

イ 女性の基幹的農業従事者に占める割合はほぼ5割を占め、農業経営において重要な役割を担うものと見込まれる。

ウ なお、新規就農者（39歳以下）については、平成11年から15年の間に毎年1万2千人程度で推移しており、平成27年においても同程度の水準が継続するものと見込まれる。

○ 年齢階層別基幹的農業従事者の見通し（平成27年・試算）

（単位：％）



- 1 販売農家の基幹的農業従事者数である。
- 2 「基幹的農業従事者」とは、ふだん主に仕事をしている者のうち、自営農業に主として従事する者である。したがって、この外数として法人経営等が雇用する労働者が存在する。
- 3 () 内の数値は構成比である。
- 4 < > 内の数値は男女の構成比である。

平成17年3月25日
農業経営の展望 農林水産省決定

～今後10年間に定着が見込まれる技術体系に基づく農業経営モデル～

1 農業経営の展望の意義及び内容

(1) 食料・農業・農村基本法においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされている（同法第21条）。

(2) このため、各地域の特性に応じた担い手育成施策の展開、今後の農業経営の展開方向についての関係者の共通認識の形成を図る観点から、技術水準の向上や農地の利用集積等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を、「農業経営の展望」として例示的に示してきたところである。

さらに、これを参考としつつ、都道府県等においては、農業経営基盤強化促進法に基づき、目標とすべき農業経営の基本指標を定め（同法第5条及び第6条）、地域の実態に即した多様な農業経営の姿を示しているところである。

(3) 今回の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっても、地域段階の取組を支援する観点から、10年程度後を目標として、今後の新品種・新技術の開発、農地の利用集積等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を、「農業経営の展望」として例示的に示すこととする。

各地域段階においては、気象条件、作物の組合せ等の実態に即した農業経営の展望を示しつつ、現場に根ざした課題として構造改革に向けた取組を展開していくことが重要である。

(4) なお、経営指標の試算においては、農産物価格、農業資材価格等については、直近の水準（価格変動のあるものは原則として過去5ヶ年の中庸3ヶ年平均）を用いている。

効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同
等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他
産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高
い営農を行う経営

(参考) 都道府県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針において示された
農業経営の類型 1,841類型（平成16年2月現在）

基本指標の例（E県）

経営体別	営農類型別	経営規模	
平地農業地帯	個別経営体 土地利用型	水稲+麦+大豆+水稲作業受託	10.0 ha
		さといも+水稲+麦	7.5 ha
		レタス+水稲+麦	6.5 ha
		ほうれんそう+水稲	11.0 ha
		いよかん+不知火	3.0 ha
	施設型	うんしゅうみかん+いよかん+キウイフルーツ	3.3 ha
		施設うんしゅうみかん+うんしゅうみかん+いよかん	2.0 ha
		施設いちご+水稲	5.0 ha
		施設きゅうり+水稲	5.0 ha
		施設トマト+水稲	5.0 ha
		施設バラ（ロックウール）	0.4 ha
		施設デルフィニウム	0.4 ha
		施設OHユリ	0.4 ha
		施設花壇苗	0.4 ha
組織経営体 土地利用型	水稲+麦+大豆+水稲作業受託	50.0 ha	

注：平地農業地帯、農山村農業地帯等の農業地帯別に合計44類型を作成

2 試算結果

(1) 水田作

水稲、麦の新品種、大豆狭畦栽培の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で15～25ha、法人経営、集落営農経営で34～46ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～900万円。

(2) 畑作

てん菜の狭畦直播栽培、甘しょ挿苗機、さとうきび全茎式植付機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営において、畑作4年輪作・3年輪作で36ha、甘しょ作で8.0ha、茶業で4.6ha、法人経営（さとうきび作）で4.0ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～950万円。

(3) 野菜作

野菜用管理ピークル、ねぎ収穫機、超低コストハウスの導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営において、葉茎菜類で5.0～7.5ha、施設栽培で0.5ha、法人経営において、畑作・根菜類複合で100ha、稲作・葉茎菜類複合で20ha、施設栽培で0.5ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は650～950万円。

(4) 果樹作

傾斜地用作業機、低樹高栽培の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で1.5～2.7ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～750万円。

(5) 酪農

フリーストール・ミルクパラー方式、ほ乳ロボットによ

るほ育、TMR（完全混合飼料）方式による飼料給与の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で経産牛40～80頭、法人経営で経産牛250頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～900万円。

(6) 肉用牛

育成・肥育期間の短縮、自動給餌機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営において、肉専用種繁殖経営で繁殖雌牛80頭、肉専用種肥育経営で肥育牛150頭、乳用種育成肥育一貫経営で肥育牛400頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～650万円。

(7) 養豚

人工授精、自動給餌機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で繁殖母豚150頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は900万円。

(8) 有機農業

害虫の忌避効果がある黄色蛍光灯の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で2.5ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は750万円。

(9) 花き

超低コストハウス、短茎多収栽培の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で0.4ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～650万円。

21. 平地農業地帯の営農の具体的事例

県 等	地 区	地区 の 規模	総人口及び農業就業 人口 (総人口に対する割合)	総世帯数及び農家数 (農家率)	主要作目 ()内農業産出額	農用地の状況
関東 T M 町	H	集 落 (集 落 数 1)	総人口 361人 農業就業人口 81人 (22 %) 認定農業者数11人 (うち法人0)	総世帯数 79 戸 農家数 47戸(59 %) 販売農家数40戸(95.7 %) ※H12データ 販売農45戸 (内訳1) 専業農家10戸(22%) I兼農家5戸(11%) II兼農家30戸(67%) (内訳2) 主業農家12戸(27%) 準主業農家19戸(42%) 副業的農家14戸(31%)	水稻 16 ha (19百万円) 麦 43 ha (26百万円) いちご1.2 ha (67百万円) トマト 1.1ha (42百万円) そば 10 ha (5百万円) バラ 37 a (27百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 4.7百万円	耕地計65ha 田 63ha 畑 2ha 草地 0ha 採草放牧地 0ha 耕地率 82 % 農家1戸当たり 農用地面積 1.38 ha
北陸 F A 市	K	(集 落 数 1)	総人口 78人 農業就業人口 16人 (20.5%) 基幹的農業従事者数 0人(0%) 認定農業者数 1人 (うち法人1) 新規就農者 (最近5年計) 新規学卒就農者 0人 離職就農者 (39歳以下)0人 離職就農者 (40歳以上)0人 新規参入者 0人 女性の参画 女性認定農業者0人 女性農業委員数0人 女性農協役員数0人	総世帯数 22戸 農家数 15戸(77.3%) 販売農家数 14戸(63.6 %) (内訳1) 専業農家 1戸(7%) I兼農家 0戸(0%) II兼農家13戸(93%) (内訳2) 主業農家 1戸(7%) 準主業農家 2戸(14%) 副業的農家11戸(79%)	水稻 10.8 ha (14.1 百万円) 大麦 6.5 ha (0.4 百万円) 大豆 6.5 ha (1.8 百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 1.2 百万円	耕地計 20.9ha 田 20.2ha 畑 0.7ha 草地 0 ha 採草放牧地 0ha 耕地率 100 % 農家1戸当たり の農用地面積 1.2 ha 耕作放棄地面積 0 ha

県等	地区の規模	総人口及び農業就業人口 (総人口に対する割合)	総世帯数及び農家数 (農家率)	主要作目 ()内農業産出額	農用地の状況
東海M県T町	T町全域 (40)	総人口 14,888人 農業就業人口 1,158人(7.8%) 認定農業者数 45人 (うち法人) 6	総世帯数 4,620戸 農家数 826戸(17.9%) 販売農家数 685戸 (14.8%) (内訳1) 専業農家 97戸(14.2%) I兼農家115戸(16.8%) II兼農家473戸(69.1%) (内訳2) 主業農家102戸(14.9%) 準主業農家137戸 (20.0%) 副業的農家 446戸 (65.1%)	水稲 891ha (1,070百万円) 野菜 6 ha (390百万円) 豚 24,300頭 (1,300百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 5.3百万円	耕地計1,430ha 田 1,210ha 普通畑 116ha 樹園地 101ha 牧草地 - ha 採草放牧地 - ha 耕地率 34.9% 農家1戸当たり 農用地面積 1.7ha
九州F県F市	T (集落数15)	総人口14,275人 農業就業人口 1,723人(12%) 認定農業者数 56人 (うち法人)	総世帯数 5,046戸 農家数 398戸(8%) 販売農家数316戸(6%) (内訳1) 専業農家96戸(30%) I兼農家66戸(21%) II兼農家154戸(49%) (内訳2) 主業農家130戸(41%) 準主業農家67戸(21%) 副業的農家119戸(38%)	水稲 368 ha (420百万円) 野菜 210 ha (750百万円) 花き 46 ha (320百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 4.17百万円	耕地計718 ha 田 592 ha 畑 111 ha 草地 0 ha 採草放牧地0 ha 耕地率 30.9% 農家1戸当たり 農用地面積 1.80 ha